

令和7年度荒廃森林整備事業強度間伐等業務委託公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した私有人工林（スギ・ヒノキ）の強度間伐を行うものである。本業務の遂行に際しては、強度間伐する人工林の選木や急傾斜における伐採及び伐採した間伐材の流出防止対策を行うため、間伐についての専門的な知見及び実績を有していなければならない。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 令和7年度荒廃森林整備事業強度間伐等業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 強度間伐

・概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した人工林（スギ・ヒノキ）の強度間伐を実施するものとする。

(選木)

受注者は、本事業の対象林分において、標準地調査で決定した林相区分ごとの伐採率に基づき、伐採木の選木を実施するものとする。

なお、選木にあたっては、次のことに留意するものとする。

- ① 選木は、林相区分ごとに行うこと。
- ② 林木の樹勢を十分考慮しながら選木するものとし、悪い木（被圧木、被害木、損傷木、傾斜木、曲り木、二又木、あばれ木）及び流木化する可能性の高い木（根が浮いている木、倒れかかる木、流路内の木等）を優先して選木すること。
- ③ 悪い木が集中している場合には、それを全て選木せず、残存木の配置を考慮し伐採後の林分に大きな穴があかないように注意すること。
- ④ 選木した伐採対象木には、テープ等で分かりやすいように目印を付けること。

- ⑤ 選木作業は、林地斜面の上方から等高線沿いに進め、見落としがないように注意すること。
- ⑥ 林縁付近は、風害等に考慮して選木すること。
- ⑦ 工期期間内であっても、監督員が野帳等の提出を求めた場合は、中間成果品としてこれを提出すること。

(伐倒)

- ① 受注者は、現地における伐採対象木（選木シテープ巻き等にて明示したもの）を伐採しなければならない。
- ② 受注者は、伐採にあたっては残存木を損傷しないように注意しなければならない。また、残存木につるが巻いているときはこれを切除しなければならない。
- ③ 受注者は、伐採木をかかり木のまま放置することなく、地面に引き落とし、安全を確認した後、次の作業を行わなければならない。

(枝払い、整理)

- ① 受注者は、伐採後の表土流出防止のため、伐倒木の枝条を切り払い、伐倒木を整理（地面に接地させて固定）しなければならない。
- ② 受注者は、伐採木の下方への滑落・移動を防止するため、切り株や立木を受け止め支柱として活用する等の措置を講じ、等高線に平行に存置するなど安定した状態で、適切に処置しなければならない。
- ③ 受注者は、伐採木を沢地内に残置してはならない。

(玉切り等)

- ① 受注者は、木寄せの作業を行う場合には、林床の攪乱や立木の損傷を防ぐため、林地の状況に応じた林床の保全や立木の保護に努めなければならない。
- ② 受注者は、玉切りの作業を行う場合には、玉切りしようとする材が滑落する危険性がないか確認し、必要に応じて杭止め等の措置を講じなければならない。
- ③ 受注者は、高性能林業機械により枝払い・玉切りの作業を行う場合には、材の移動の移動範囲に他の作業者及び障害物がないことを確認するとともに、材の落下場所を十分確認して鋸断しなければならない。
- ④ 受注者は、間伐材を利用する場合、玉切りした材を集材し、土場等に安定した状態で整理・集積しなければならない。

イ 侵入竹伐採

- ・強度間伐と一体的に整備する人工林の生長を阻害する侵入竹の除去。

ウ 下刈

- ・過去に同事業で植栽した広葉樹の生長を促進するために行う雑草木の除去。

エ 簡易木柵工

・間伐材の流出を防止するため、現地発生間伐材を利用して木柵を設置するものとする。

- ① 受注者は、簡易木柵の設置にあたり、現地発生材を間隙のないように並べ、番線で切り株に結束しなければならない。なお、現地発生材を立木に固定する場合は、番線での結束は行わないこととする。
- ② 受注者は、現場の安全が確保できない等の理由により、簡易木柵の施工が困難な場合は、監督員に協議を求めるものとする。

オ 上記のアからエに付随する業務（林道の除草、伐木、伐竹、路面清掃含む）

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア スギ林・ヒノキ林の間伐について専門的な知見を有すること。

イ 国（公社及び公団を含む）又は地方公共団体（北九州市が出資する公社、事業団等を含む）が発注する類似業務（林業的知見に基づくスギ林・ヒノキ林の間伐）を履行した実績を有すること。

ウ ア、イについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市産業経済局農林課

電話番号 093-582-2078 FAX 番号 093-582-1202

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年8月28日から令和7年9月10日まで（閉庁日を除く）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年8月28日から令和7年9月10日まで（閉庁日を除く）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局農林施設担当課長に対
して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。